

雑司が谷地域景観形成特別地区の屋外広告物の制限（案）

3 雑司が谷地域景観形成特別地区

- (1) 表示等を制限する範囲（規制範囲）
 ○雑司が谷 3 丁目を規制範囲とします。
- (2) 規制範囲内で表示できる屋外広告物
 ○自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り、下記の図表の基準によって表現できるものとしてします。

区 分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	○建物の屋上に、広告物を表示し、または設置できません。
建物壁面等の広告物	○光源に赤色又は黄色を使用できません。※1 ○光源は点滅できません。 ○建物の壁面を利用する自家用広告物の色彩は、鬼子母神堂周辺及び大門ケヤキ並木沿道の街並みと調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中でその表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。 <色相> <彩度> 0.1R~10R → 5以下 0.1YR~5Y → 6以下 5.1Y~10G → 4以下 0.1BG~10B → 3以下 0.1PB~10RP → 4以下
表示等の制限の例外	○東京都屋外広告物条例による許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しません。 ○建物の背後にある広告物など、鬼子母神堂境内及び大門ケヤキ並木から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示ができます。

※1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z 9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

規制範囲図

